

品川区文化財保護事業費補助金等交付要綱

制定	昭和52年11月1日	教育長決定	
改正	平成24年1月30日	教育長決定	要綱第3号
改正	令和4年6月30日	教育長決定	要綱第12号

(目的)

- 1 この要綱は、品川区補助金等交付規則(昭和39年4月品川区規則第四号。以下「規則」という。)に定めがあるものを除くほか、文化財保護法(昭和25年5月法律第二百四号)第九十八条第一項および品川区文化財保護条例(昭和52年3月品川区条例第十八号)に基づく文化財の管理修理復旧、公開その他その保存または活用に関して、所有者もしくは所有団体等が行う事業に対し経費を補助および負担(以下「補助」という。)するのに必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

- 2 補助の対象は、文化財の所有者、管理者、保持者等またはこれらに係る団体(以下「補助事業者」という。)とする。なお、区指定天然記念物のうち、品川区みどりの条例第7条に規定する保存樹木の指定を受けた樹木については補助の対象としない。

(補助対象事業)

- 3 補助対象事業は、次に掲げるものとする。
 - ① 文化財の管理および修理
 - ② 文化財の保存
 - ③ 文化財の防災施設等整備
 - ④ 文化財の記録および標識等の作成
 - ⑤ 文化財の公開
 - ⑥ 文化財の保護

(補助対象経費)

- 4 補助対象経費は、文化財保護に直接係るものに限る。

(補助金の交付額)

- 5 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内で定める額とする。ただし、同一の事由により、国および他の地方公共団体等から補助を受けたときは、その額を差し引くものとする。

(交付申請)

- 6 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、区長が必要ないと認める書類は、省略することができる。
 - ① 補助対象事業計画書(第二号様式)
 - ② 経費明細書(第三号様式)
 - ③ 写真、見取図等
 - ④ その他参考資料

(交付決定)

- 7 交付申請があったときは、事業目的および内容等を審査し、交付を決定し、補助金交付決定通知書(第四号様式)を申請者に交付する。

(補助金の請求)

- 8 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、すみやかに請求書(第五号様式)を区長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 9 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、事業実績報告書(第六号様式)に、次に掲げる書類を添えて、すみやかに区長に提出しなければならない。ただし、区長が必要ないと認める書類は省略することができる。
 - ① 補助金に係る収支計算書(第七号様式)
 - ② 補助事業の成果を証する資料

付 則
この要綱は、昭和52年11月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和4年7月1日から施行する。